

議案第42号

令和4年8月29日

令和4年9月定例議会議案

鈴 鹿 市

鈴鹿市手数料条例の一部改正について

鈴鹿市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 8 月 2 9 日 提出

鈴鹿市長 末 松 則 子

鈴鹿市手数料条例の一部を改正する条例

(別 紙)

提案理由

長期優良住宅の普及の促進に関する法律の一部改正に伴い、長期優良住宅建築等計画認定申請手数料の改定等を行うについて、地方自治法第 9 6 条第 1 項の規定により、この議案を提出する。

鈴鹿市条例第 号

鈴鹿市手数料条例の一部を改正する条例

鈴鹿市手数料条例(平成12年鈴鹿市条例第17号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後					
別表第6 (第2条関係)					
長期優良住宅の普及の促進に関する法律 (平成20年法律第87号) 関係					
手数料を徴収 する事務	手数料の 名称	手数料の金額			
		区分	住棟の総戸数	1戸当た りの金額	
1 長期優良 住宅の普及 の促進に関 する法律第 5条第1項 , 第2項又 は第5項か ら第7項ま での規定に 基づく長期 優良住宅建 築等計画等 の認定の申 請に対する	<u>長期</u> <u>優良</u> <u>住宅</u> <u>建築</u> <u>等計</u> <u>画等</u> <u>認定</u> <u>申請</u> <u>手数料</u>	<u>新</u> <u>築</u>	ア 長期優良住宅	戸建	13,500円
			の普及の促進に 関する法律第6 条第1項第1号 に掲げる基準に 適合した住宅の 品質確保の促進 等に関する法律 (平成11年法律 第81号) 第6条 の2第3項に規 定する確認書の 交付を受けてい る場合	5以下(戸建を 除く。)	4,900円
				6以上10以下	4,100円
				11以上25以下	2,700円
				26以上50以下	2,200円
				51以上100以下	1,600円
				101以上200以下	1,400円
				201以上300以下	1,200円
				301以上	1,000円

改 正 前

別表第 6 （第 2 条関係）

長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）関係

手数料を徴収 する事務	手 数 料 の 名 称	手数料の金額			
		区分	住棟の総戸数	1 戸当 た り の 金 額	
1 長期優良 住宅の普及 の促進に関 する法律第 5 条第 1 項 ，第 2 項又 は第 5 項の 規定に基づ く <u>長期優良 住宅建築等 計画</u> の認定 の申請に対 する審査	<u>長期 優良 住宅 建築 等計 画認 定申 請手 数料</u>	<u>新 築 基 準</u>	ア 長期優良住宅	戸建	13,500円
			の普及の促進に	5 以下（戸建を	4,900円
			関する法律第 6	除く。）	
			条第 1 項第 1 号	6 以上10以下	4,100円
			に掲げる基準に	11以上25以下	2,700円
			適合した住宅の	26以上50以下	2,200円
			品質確保の促進	51以上100以下	1,600円
			等に関する法律	101以上200以下	1,400円
			（平成11年法律	201以上300以下	1,200円
第81号）第 6 条	301以上	1,000円			
の 2 第 3 項に規					
定する確認書の					
交付を受けてい					
る場合					

審査	イ 長期優良住宅 の普及の促進に 関する法律第6 条第1項第1号 に掲げる基準に 適合した住宅の 品質確保の促進 等に関する法律 第6条の2第4 項に規定する住 宅性能評価書の 交付を受けてい る場合	戸建	13,500円
		5以下（戸建を 除く。）	4,900円
		6以上10以下	4,100円
		11以上25以下	2,700円
		26以上50以下	2,200円
		51以上100以下	1,600円
		101以上200以下	1,400円
		201以上300以下	1,200円
		301以上	1,000円
	ウ ア及びイ以外 の場合	戸建	50,900円
		5以下（戸建を 除く。）	24,000円
		6以上10以下	19,200円
		11以上25以下	15,100円
		26以上50以下	13,600円
		51以上100以下	11,600円
		101以上200以下	10,800円
		201以上300以下	10,300円
		301以上	9,400円
<u>増</u> <u>改</u> <u>築</u> <u>又</u> <u>は</u> <u>建</u>	ア 長期優良住宅 の普及の促進に 関する法律第6 条第1項第1号 に掲げる基準に 適合した住宅の	戸建	20,300円
		5以下（戸建を 除く。）	7,400円
		6以上10以下	6,100円
		11以上25以下	4,100円
		26以上50以下	3,300円

	イ 長期優良住宅 の普及の促進に 関する法律第6 条第1項第1号 に掲げる基準に 適合した住宅の 品質確保の促進 等に関する法律 第6条の2第4 項に規定する住 宅性能評価書の 交付を受けてい る場合	戸建	13,500円
		5以下（戸建を 除く。）	4,900円
		6以上10以下	4,100円
		11以上25以下	2,700円
		26以上50以下	2,200円
		51以上100以下	1,600円
		101以上200以下	1,400円
		201以上300以下	1,200円
		301以上	1,000円
	ウ ア及びイ以外 の場合	戸建	50,900円
		5以下（戸建を 除く。）	24,000円
		6以上10以下	19,200円
		11以上25以下	15,100円
		26以上50以下	13,600円
		51以上100以下	11,600円
		101以上200以下	10,800円
		201以上300以下	10,300円
		301以上	9,400円
<u>増</u> <u>改</u> <u>築</u> <u>基</u> <u>準</u>	ア 長期優良住宅 の普及の促進に 関する法律第6 条第1項第1号 に掲げる基準に 適合した住宅の	戸建	20,300円
		5以下（戸建を 除く。）	7,400円
		6以上10以下	6,100円
		11以上25以下	4,100円
		26以上50以下	3,300円

<u>築 行 為 な し</u>	品質確保の促進 等に関する法律 第6条の2第3 項に規定する確 認書の交付を受 けている場合	51以上100以下	2,500円
		101以上200以下	2,100円
		201以上300以下	1,800円
		301以上	1,500円
	<u>イ 長期優良住宅 の普及の促進に 関する法律第6 条第1項第1号 に掲げる基準に 適合した住宅の 品質確保の促進 等に関する法律 第6条の2第4 項に規定する住 宅性能評価書の 交付を受けてい る場合</u>	<u>戸建</u>	<u>20,300円</u>
		<u>5以下（戸建を 除く。）</u>	<u>7,400円</u>
		<u>6以上10以下</u>	<u>6,100円</u>
		<u>11以上25以下</u>	<u>4,100円</u>
		<u>26以上50以下</u>	<u>3,300円</u>
		<u>51以上100以下</u>	<u>2,500円</u>
		<u>101以上200以下</u>	<u>2,100円</u>
		<u>201以上300以下</u>	<u>1,800円</u>
		<u>301以上</u>	<u>1,500円</u>
	<u>ウ ア及びイ以外 の場合</u>	<u>戸建</u>	<u>76,400円</u>
		<u>5以下（戸建を 除く。）</u>	<u>36,000円</u>
		<u>6以上10以下</u>	<u>28,800円</u>
		<u>11以上25以下</u>	<u>22,700円</u>
		<u>26以上50以下</u>	<u>20,400円</u>
		<u>51以上100以下</u>	<u>17,500円</u>
		<u>101以上200以下</u>	<u>16,200円</u>
		<u>201以上300以下</u>	<u>15,400円</u>
		<u>301以上</u>	<u>14,200円</u>

			品質確保の促進 等に関する法律 第6条の2第3 項に規定する確 認書の交付を受 けている場合	51以上100以下	2,500円
				101以上200以下	2,100円
				201以上300以下	1,800円
				301以上	1,500円
			イ ア以外の場合	戸建	76,400円
				5以下（戸建を 除く。）	36,000円
				6以上10以下	28,800円
				11以上25以下	22,700円
				26以上50以下	20,400円
				51以上100以下	17,500円
				101以上200以下	16,200円
				201以上300以下	15,400円
				301以上	14,200円

2 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第3項又は第4項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画（一戸建て住宅分譲事業者又は区分所有住宅分譲事業者単独作成）認定申請手数料	新築	ア 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に適合した住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第3項に規定する確認書の交付を受けている場合	戸建	10,500円
				5以下（戸建を除く。）	3,900円
				6以上10以下	3,300円
				11以上25以下	2,100円
				26以上50以下	1,800円
				51以上100以下	1,400円
				101以上200以下	1,200円
				201以上300以下	1,000円
				301以上	800円
			イ 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に適合した住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第4項に規定する住宅性能評価書の交付を受けている場合	戸建	10,500円
				5以下（戸建を除く。）	3,900円
				6以上10以下	3,300円
				11以上25以下	2,100円
				26以上50以下	1,800円
				51以上100以下	1,400円
				101以上200以下	1,200円
				201以上300以下	1,000円
				301以上	800円
			ウ ア及びイ以外の場合	戸建	47,900円
				5以下（戸建を除く。）	23,000円
				6以上10以下	18,400円

2 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第3項又は第4項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画（一戸建て住宅分譲事業者又は区分所有住宅分譲事業者単独作成）認定申請手数料	新築基準	ア 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に適合した住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第3項に規定する確認書の交付を受けている場合	戸建	10,500円
				5以下（戸建を除く。）	3,900円
				6以上10以下	3,300円
				11以上25以下	2,100円
				26以上50以下	1,800円
				51以上100以下	1,400円
				101以上200以下	1,200円
				201以上300以下	1,000円
				301以上	800円
			イ 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に適合した住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第4項に規定する住宅性能評価書の交付を受けている場合	戸建	10,500円
				5以下（戸建を除く。）	3,900円
				6以上10以下	3,300円
				11以上25以下	2,100円
				26以上50以下	1,800円
				51以上100以下	1,400円
				101以上200以下	1,200円
				201以上300以下	1,000円
				301以上	800円
			ウ ア及びイ以外の場合	戸建	47,900円
				5以下（戸建を除く。）	23,000円
				6以上10以下	18,400円

				11以上25以下	14,500円			
				26以上50以下	13,200円			
				51以上100以下	11,400円			
				101以上200以下	10,500円			
				201以上300以下	10,100円			
				301以上	9,200円			
				増改築	ア 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に適合した住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第3項に規定する確認書の交付を受けている場合	戸建	15,800円	
			5以下（戸建を除く。）			5,900円		
			6以上10以下			5,000円		
			11以上25以下			3,200円		
			26以上50以下			2,700円		
			51以上100以下			2,100円		
			101以上200以下			1,800円		
			201以上300以下			1,500円		
			301以上			1,200円		
			イ ア以外の場合		戸建	71,900円		
					5以下（戸建を除く。）	34,500円		
					6以上10以下	27,600円		
					11以上25以下	21,800円		
					26以上50以下	19,800円		
					51以上100以下	17,100円		
					101以上200以下	15,800円		
					201以上300以下	15,100円		
					301以上	13,900円		
			3 長期優良	長期	新	ア 長期優良住宅	戸建	7,300円

				11以上25以下	14,500円
				26以上50以下	13,200円
				51以上100以下	11,400円
				101以上200以下	10,500円
				201以上300以下	10,100円
				301以上	9,200円
		<u>増改築基準</u>	ア 長期優良住宅	戸建	15,800円
			の普及の促進に関する法律第6	5以下（戸建を除く。）	5,900円
			条第1項第1号	6以上10以下	5,000円
			に掲げる基準に	11以上25以下	3,200円
			適合した住宅の	26以上50以下	2,700円
			品質確保の促進	51以上100以下	2,100円
			等に関する法律	101以上200以下	1,800円
			第6条の2第3	201以上300以下	1,500円
			項に規定する確	301以上	1,200円
			認書の交付を受けている場合		
			イ ア以外の場合	戸建	71,900円
				5以下（戸建を除く。）	34,500円
				6以上10以下	27,600円
				11以上25以下	21,800円
				26以上50以下	19,800円
				51以上100以下	17,100円
				101以上200以下	15,800円
				201以上300以下	15,100円
				301以上	13,900円
3	長期優良	<u>長期</u>	<u>新</u> ア 長期優良住宅	戸建	7,300円

住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく認定を受けた <u>長期優良住宅建築等計画等</u> の変更（長期使用構造等）の認定の申請に対する審査（同法第9条第1項又は第3項の規定に基づく認定を受けていない場合を除く。）	<u>優良住宅建築等計画等</u> <u>変更認定申請手数料</u>	<u>築</u>	の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に適合した住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第3項に規定する確認書の交付を受けている場合	5以下（戸建を除く。）	2,500円
				6以上10以下	2,100円
				11以上25以下	1,300円
				26以上50以下	1,100円
				51以上100以下	800円
				101以上200以下	700円
				201以上300以下	600円
				301以上	500円
			イ 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に適合した住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第4項に規定する住宅性能評価書の交付を受けている場合	戸建	7,300円
				5以下（戸建を除く。）	2,500円
				6以上10以下	2,100円
				11以上25以下	1,300円
				26以上50以下	1,100円
				51以上100以下	800円
				101以上200以下	700円
				201以上300以下	600円
				301以上	500円
			ウ ア及びイ以外の場合	戸建	26,000円
				5以下（戸建を除く。）	12,100円
				6以上10以下	9,600円
				11以上25以下	7,600円

住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく認定を受けた <u>長期優良住宅建築等計画</u> の変更（長期使用構造等）の認定の申請に対する審査（同法第9条第1項又は第3項の規定に基づく認定を受けていない場合を除く。）	<u>優良住宅建築等計画変更認定申請手数料</u>	<u>基準</u>	の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に適合した住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第3項に規定する確認書の交付を受けている場合	5以下（戸建を除く。）	2,500円
				6以上10以下	2,100円
				11以上25以下	1,300円
				26以上50以下	1,100円
				51以上100以下	800円
				101以上200以下	700円
				201以上300以下	600円
				301以上	500円
			イ 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に適合した住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第4項に規定する住宅性能評価書の交付を受けている場合	戸建	7,300円
				5以下（戸建を除く。）	2,500円
				6以上10以下	2,100円
				11以上25以下	1,300円
				26以上50以下	1,100円
				51以上100以下	800円
				101以上200以下	700円
				201以上300以下	600円
				301以上	500円
			ウ ア及びイ以外の場合	戸建	26,000円
				5以下（戸建を除く。）	12,100円
				6以上10以下	9,600円
				11以上25以下	7,600円

		26以上50以下	6,800円
		51以上100以下	5,800円
		101以上200以下	5,400円
		201以上300以下	5,100円
		301以上	4,700円
増 改 築 又 は 建 築 行 為 な し	ア 長期優良住宅 の普及の促進に 関する法律第6 条第1項第1号 に掲げる基準に 適合した住宅の 品質確保の促進 等に関する法律 第6条の2第3 項に規定する確 認書の交付を受 けている場合	戸建	10,700円
		5以下（戸建を 除く。）	3,800円
		6以上10以下	3,100円
		11以上25以下	2,000円
		26以上50以下	1,600円
		51以上100以下	1,200円
		101以上200以下	1,000円
		201以上300以下	900円
		301以上	700円
	イ 長期優良住宅 の普及の促進に 関する法律第6 条第1項第1号 に掲げる基準に 適合した住宅の 品質確保の促進 等に関する法律 第6条の2第4 項に規定する住 宅性能評価書の 交付を受けてい	戸建	10,700円
		5以下（戸建を 除く。）	3,800円
		6以上10以下	3,100円
		11以上25以下	2,000円
		26以上50以下	1,600円
		51以上100以下	1,200円
		101以上200以下	1,000円
		201以上300以下	900円
		301以上	700円

				26以上50以下	6,800円
				51以上100以下	5,800円
				101以上200以下	5,400円
				201以上300以下	5,100円
				301以上	4,700円
			増 改 築 基 準	ア 長期優良住宅 の普及の促進に 関する法律第6 条第1項第1号 に掲げる基準に 適合した住宅の 品質確保の促進 等に関する法律 第6条の2第3 項に規定する確 認書の交付を受 けている場合	戸建 10,700円
				5以下（戸建を 除く。）	3,800円
				6以上10以下	3,100円
				11以上25以下	2,000円
				26以上50以下	1,600円
				51以上100以下	1,200円
				101以上200以下	1,000円
				201以上300以下	900円
				301以上	700円

			<u>る場合</u>		
			<u>ウ ア及びイ以外</u> の場合	戸建	38,700円
				5 以下（戸建を 除く。）	18,100円
				6 以上10以下	14,400円
				11以上25以下	11,400円
				26以上50以下	10,200円
				51以上100以下	8,700円
				101以上200以下	8,100円
				201以上300以下	7,700円
				301以上	7,100円
4 長期優良 住宅の普及 の促進に関 する法律第 8 条第 1 項 の規定に基 づく認定を 受けた <u>長期 優良住宅建 築等計画等</u> の変更（長 期使用構造 等以外）の 認定の申請 に対する審 査（同法第 9 条第 1 項 又は第 3 項	<u>長期 優良 住宅 建築 等計 画等 変更 認定 申請 手数 料</u>	新築	戸建	7,300円	
			5 以下（戸建を 除く。）	2,500円	
			6 以上10以下	2,100円	
			11以上25以下	1,300円	
			26以上50以下	1,100円	
			51以上100以下	800円	
			101以上200以下	700円	
			201以上300以下	600円	
			301以上	500円	
		<u>増改築又は建築行為 なし</u>	戸建	10,700円	
			5 以下（戸建を 除く。）	3,800円	
			6 以上10以下	3,100円	
			11以上25以下	2,000円	
			26以上50以下	1,600円	
			51以上100以下	1,200円	
			101以上200以下	1,000円	

			イ ア以外の場合	戸建	38,700円
				5 以下（戸建を除く。）	18,100円
				6 以上10以下	14,400円
				11以上25以下	11,400円
				26以上50以下	10,200円
				51以上100以下	8,700円
				101以上200以下	8,100円
				201以上300以下	7,700円
				301以上	7,100円
4 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更（長期使用構造等以外）の認定の申請に対する審査（同法第9条第1項又は第3項の	長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料	<u>新築基準</u>		戸建	7,300円
				5 以下（戸建を除く。）	2,500円
				6 以上10以下	2,100円
				11以上25以下	1,300円
				26以上50以下	1,100円
				51以上100以下	800円
				101以上200以下	700円
				201以上300以下	600円
				301以上	500円
		<u>増改築基準</u>		戸建	10,700円
				5 以下（戸建を除く。）	3,800円
				6 以上10以下	3,100円
				11以上25以下	2,000円
				26以上50以下	1,600円
				51以上100以下	1,200円
				101以上200以下	1,000円

	の規定に基づく認定を受けていない場合を除く。)			201以上300以下	900円
				301以上	700円
5 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更（長期使用構造等）の認定の申請に対する審査（同法第9条第1項又は第3項の規定に基づく認定を受けていない場合に限る。）	長期優良住宅建築等計画（一戸建て住宅分譲事業者又は区分所有住宅分譲事業者単独作成）変更認定申請手	新築	ア 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に適合した住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第3項に規定する確認書の交付を受けている場合	戸建	5,800円
				5以下（戸建を除く。）	2,000円
				6以上10以下	1,700円
				11以上25以下	1,000円
				26以上50以下	900円
				51以上100以下	700円
				101以上200以下	600円
				201以上300以下	500円
				301以上	400円
			イ 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に適合した住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第4項に規定する住宅性能評価書の交付を受けてい	戸建	5,800円
				5以下（戸建を除く。）	2,000円
				6以上10以下	1,700円
				11以上25以下	1,000円
				26以上50以下	900円
				51以上100以下	700円
				101以上200以下	600円
				201以上300以下	500円
				301以上	400円

	規定に基づく認定を受けていない場合を除く。 。)			201以上300以下	900円
				301以上	700円
5 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更（長期使用構造等）の認定の申請に対する審査（同法第9条第1項又は第3項の規定に基づく認定を受けていない場合に限る。）	長期優良住宅建築等計画（一戸建て住宅分譲事業者又は区分所有住宅分譲事業者単独作成）変更認定申請手	新築基準	ア 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に適合した住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第3項に規定する確認書の交付を受けている場合	戸建	5,800円
				5以下（戸建を除く。）	2,000円
				6以上10以下	1,700円
				11以上25以下	1,000円
				26以上50以下	900円
				51以上100以下	700円
				101以上200以下	600円
				201以上300以下	500円
				301以上	400円
			イ 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に適合した住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第4項に規定する住宅性能評価書の交付を受けてい	戸建	5,800円
				5以下（戸建を除く。）	2,000円
				6以上10以下	1,700円
				11以上25以下	1,000円
				26以上50以下	900円
				51以上100以下	700円
				101以上200以下	600円
				201以上300以下	500円
				301以上	400円

数料	る場合			
		ウ　ア及びイ以外 の場合	戸建	24,400円
			5 以下（戸建を 除く。）	11,600円
			6 以上10以下	9,200円
			11以上25以下	7,300円
			26以上50以下	6,600円
			51以上100以下	5,700円
			101以上200以下	5,200円
			201以上300以下	5,000円
			301以上	4,600円
	増 改 築	ア　長期優良住宅 の普及の促進に 関する法律第6 条第1項第1号 に掲げる基準に 適合した住宅の 品質確保の促進 等に関する法律 第6条の2第3 項に規定する確 認書の交付を受 けている場合	戸建	8,400円
			5 以下（戸建を 除く。）	3,000円
			6 以上10以下	2,500円
			11以上25以下	1,600円
			26以上50以下	1,300円
			51以上100以下	1,000円
			101以上200以下	900円
			201以上300以下	700円
			301以上	600円
		イ　ア以外の場合	戸建	36,400円
			5 以下（戸建を 除く。）	17,300円
			6 以上10以下	13,800円
			11以上25以下	10,900円
			26以上50以下	9,900円

数料	る場合			
		ウ　ア及びイ以外 の場合	戸建	24,400円
			5 以下（戸建を 除く。）	11,600円
			6 以上10以下	9,200円
			11以上25以下	7,300円
			26以上50以下	6,600円
			51以上100以下	5,700円
			101以上200以下	5,200円
			201以上300以下	5,000円
			301以上	4,600円
	<u>増 改 築 基 準</u>	ア　長期優良住宅 の普及の促進に 関する法律第6 条第1項第1号 に掲げる基準に 適合した住宅の 品質確保の促進 等に関する法律 第6条の2第3 項に規定する確 認書の交付を受 けている場合	戸建	8,400円
			5 以下（戸建を 除く。）	3,000円
			6 以上10以下	2,500円
			11以上25以下	1,600円
			26以上50以下	1,300円
			51以上100以下	1,000円
			101以上200以下	900円
			201以上300以下	700円
			301以上	600円
		イ　ア以外の場合	戸建	36,400円
			5 以下（戸建を 除く。）	17,300円
			6 以上10以下	13,800円
			11以上25以下	10,900円
			26以上50以下	9,900円

				51以上100以下	8,500円
				101以上200以下	7,900円
				201以上300以下	7,500円
				301以上	6,900円
6 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更（長期使用構造等以外）の認定の申請に対する審査（同法第9条第1項又は第3項の規定に基づく認定を受けていない場合に限る。）	長期優良住宅建築等計画（一戸建て住宅分譲事業者又は区分所有住宅分譲事業者単独作成）変更認定申請手数料	新築	戸建	5,800円	
			5 以下（戸建を除く。）	2,000円	
			6 以上10以下	1,700円	
			11以上25以下	1,000円	
			26以上50以下	900円	
			51以上100以下	700円	
			101以上200以下	600円	
			201以上300以下	500円	
			301以上	400円	
		増改築	戸建	8,400円	
			5 以下（戸建を除く。）	3,000円	
			6 以上10以下	2,500円	
			11以上25以下	1,600円	
			26以上50以下	1,300円	
			51以上100以下	1,000円	
			101以上200以下	900円	
			201以上300以下	700円	
			301以上	600円	

				51以上100以下	8,500円
				101以上200以下	7,900円
				201以上300以下	7,500円
				301以上	6,900円
6 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更（長期使用構造等以外）の認定の申請に対する審査（同法第9条第1項又は第3項の規定に基づく認定を受けていない場合に限る。）	長期優良住宅建築等計画（一戸建て住宅分譲事業者又は区分所有住宅分譲事業者単独作成）変更認定申請手数料	<u>新築基準</u>		戸建	5,800円
				5以下（戸建を除く。）	2,000円
				6以上10以下	1,700円
				11以上25以下	1,000円
				26以上50以下	900円
				51以上100以下	700円
				101以上200以下	600円
				201以上300以下	500円
				301以上	400円
		<u>増改築基準</u>		戸建	8,400円
				5以下（戸建を除く。）	3,000円
				6以上10以下	2,500円
				11以上25以下	1,600円
				26以上50以下	1,300円
				51以上100以下	1,000円
				101以上200以下	900円
				201以上300以下	700円
				301以上	600円

7 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第9条第1項の規定に基づく譲受人を決定した場合又は同条第3項の規定に基づく管理者等が選任された場合における認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画変更（譲受人決定時等）認定申請手数料	<u>新築</u>	戸建	6,000円
			5以下（戸建を除く。）	2,000円
			6以上10以下	1,500円
			11以上25以下	1,000円
			26以上50以下	800円
			51以上100以下	500円
			101以上200以下	500円
			201以上300以下	400円
			301以上	300円
		<u>増改築</u>	戸建	8,000円
			5以下（戸建を除く。）	2,600円
			6以上10以下	2,000円
			11以上25以下	1,400円
			26以上50以下	1,000円
			51以上100以下	700円
			101以上200以下	600円
			201以上300以下	500円
			301以上	400円
略	略	略	略	略
備考 略				

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

7 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第9条第1項の規定に基づく譲受人を決定した場合又は同条第3項の規定に基づく管理者等が選任された場合における認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画変更（譲受人決定時等）認定申請手数料	<u>新築基準</u>	戸建	6,000円
			5以下（戸建を除く。）	2,000円
			6以上10以下	1,500円
			11以上25以下	1,000円
			26以上50以下	800円
			51以上100以下	500円
			101以上200以下	500円
			201以上300以下	400円
			301以上	300円
		<u>増改築基準</u>	戸建	8,000円
			5以下（戸建を除く。）	2,600円
			6以上10以下	2,000円
			11以上25以下	1,400円
			26以上50以下	1,000円
			51以上100以下	700円
			101以上200以下	600円
			201以上300以下	500円
			301以上	400円
略	略	略	略	略
備考 略				